

主な保険金の概要

		概 要	保険金額等	
自動車	車両保険	全損時諸費用保険金	契約車両が全損となった場合に、契約者が買い替え等のために臨時に支出したであろう費用に対する保険金。	車両保険金額の5～15%程度 10万円～40万円程度を限度
		修理時諸費用保険金 (分損時諸費用保険金)	契約車両が全損以外で修理費が一定額以上(50万円程度)となる場合に、契約者が臨時に支出したであろう費用(主契約の復旧修理分でカバーされない、現場清掃費等)に対する保険金。	修理費用の5%、10万円を限度
		車両損害に関する代車費用保険金	契約車両を修理又は全損で買い替える場合に、修理期間又は買い替えまでの期間において、必要となる代替車両の費用や他の交通手段の利用等にかかるであろう費用に対する保険金。	日額(3千～1万円程度)×日数(30日程度を限度)
		盗難に関する代車費用保険金	契約車両が盗難にあった場合に、必要となる代替車両の費用や他の交通手段の利用等にかかるであろう費用に対する保険金。	日額(3千円程度)×日数(警察届出日から3日を控除、30日程度を限度)
	対物賠償	臨時費用担保特約保険金	他人の財物に損害を与えた場合、相手方へのお詫びの際の菓子折り代等に支出したであろう費用に対する保険金。	1回の対物賠償事故につき1万円程度
	対人賠償	臨時費用保険金	他人を死傷させた場合に、相手方への見舞の花代や菓子折り代等に支出したであろう費用に対する保険金。	死亡の場合:10～15万円程度 入院の場合:3日以上で2～3万円程度
	人身傷害	臨時費用保険金	乗員(運転者及び同乗者)が死傷した場合などに、臨時に支出したであろう費用(香典等)に対する保険金。	死亡の場合:10～15万円程度 入院の場合:3日以上で2～3万円程度
	搭乗者傷害	死亡・後遺障害・医療保険金 (人身傷害保険支払事案で未払いの場合)	乗員(運転者及び同乗者)が死傷した場合に、死傷の程度もしくは治療状況に応じて定額又は定率を支払する保険金。	死亡保険金:契約保険金額全額 後遺障害保険金:契約保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 等
		重度後遺障害特別保険金	乗員(運転者及び同乗者)が受傷し、介護を必要とする重度の後遺障害を被った場合に、保険金額に応じた額を、後遺障害保険金に加えて支払する保険金。	保険金額の10%程度 100万円程度を限度
		介護費用保険金	乗員(運転者及び同乗者)が受傷し、身体に後遺障害を被り、その後遺障害が一定の後遺障害に該当し、かつ介護を必要とする場合に、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金に加えて支払する保険金。	後遺障害保険金の50%程度 500万円程度を限度
自損事故	死亡・後遺障害・介護・医療保険金	自損事故により乗員(運転者及び同乗者)が死傷した場合で、自賠責保険が支払われず、かつ人身傷害保険金が支払われないときに、死傷の程度もしくは治療状況に応じた額を支払する保険金。	死亡保険金:1,500万円程度 後遺障害保険金:50～2,000万円程度 介護費用保険金:200万円程度 医療保険金:日額入院8千円、通院4千円程度	
火傷新	火災	臨時費用保険金(水害、盗難)	火災事故、落雷事故、物体衝突、給排水設備の水漏事故などによって保険の対象物に損害が生じた場合に、損害保険金のほかに契約者が臨時に支出したであろう費用(残存物片付け費用等)に対する保険金。	損害保険金の10～30%程度
		臨時費用保険金(上記以外)		
		価格協定特約特別費用保険金	価格協定特約を契約しており、全損となった場合に、損害保険金に加えて支払する保険金。 ※価格協定特約…契約時に契約者と保険会社との間で評価額を協定し、その額に基づき契約金額を定める特約。	損害保険金の10%程度
	新価差額費用保険金(積立生活総合のみ)	生活総合保険において、火災事故、落雷事故、物体衝突、給排水設備の水漏事故など(水害事故、盗難事故などを除く)によって保険の対象物に損害が生じた場合、再調達価額と時価額の差額を支払する保険金。	住宅物件50万円程度限度 一般物件100万円程度限度	
	新種	臨時費用保険金(ガラス保険、動産総合等)	損害保険金のほかに契約者が臨時に支出したであろう費用に対する保険金。	損害保険金の10～30%程度
		災害付帯費用保険金(労災総合)	被用者が労災事故により死亡または後遺障害を被り、死亡・後遺障害保険金を支払する場合、使用者側で負担された香典・葬儀費用などに対する保険金。	定額:死亡40万円、後遺障害5～10万円 定率:上記を上限に平均賃金の一定割合
	傷害	後遺障害追加支払保険金	後遺障害保険金を支払した場合で、事故から180日を経過した時点で受傷された方(保険の対象者)が存命の場合に支払する保険金。	後遺障害保険金と同額 (商品によりその倍数を乗じた金額)
		入院一時金	支払の対象となる治療により入院保険金が支払われ、かつ実際の入院日数が契約時に定めた日数を超えた場合に支払する保険金。	契約保険金額
		退院一時金	支払の対象となる治療による入院が継続して20日以上となり、その後退院(入院中に亡くなった場合を除く)した場合に支払する保険金。	契約保険金額
		入院保険金・手術保険金の対象日数延長	傷害を被った日から180日以内に入院保険金を支払いする事由に該当した場合、入院保険金及び手術保険金の支払い対象期間を特約に応じて延長して支払する保険金。	特約により365日又は730日
倍額支払		入院・通院7日、14日	入院・通院期間の最初の7日間(または14日間)に対して契約時に定めた入院保険金日額および通院保険金日額を2倍(または設定倍率)にして支払する保険金。	契約保険金額の2倍(または設定倍率)×最初の7日間(14日間)
	顔面	顔面・頭部・頸部に傷害を被り、切開や縫合をとまう外科手術を受けたときに、その治療のための入院・通院日数に対して契約時に定めた入院保険金日額および通院保険金日額を2倍にして支払する保険金。	契約保険金額×2倍	